

本人であることを証明する書類

申請者が本人であるかの確認のために、証明書類の提示が必要となる。1点で確認できるものと、2点必要なものがあるので注意すること。

◆ 1点で確認できるもの

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、旅券、小型船舶操縦免許証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士者証、電気工事士免状、認定電気工事從事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、検定合格証等

上記のうち次の条件を満たすものに限る。

- ・開示請求をする方の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されているもの
- ・写真の表示のあるもの
- ・有効期限又は有効期間があるものにあっては有効なもの、それ以外のものにあっては証明する日前6月以内に作成されたもの

◆ 2点必要なもの

A欄とB欄から各1点ずつ、またはA欄から2点。(B欄から2点は不可)

	健康保険等の被保険者証、介護保険被保険者証、福祉給付金資格者証、国民年金等の手帳、年金証書等、身体障害者手帳、恩給証書等
A	上記のうち次の条件を満たすものに限る。 <ul style="list-style-type: none">・開示請求をする方の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されているもの・有効期限又は有効期間があるものにあっては有効なもの、それ以外のものにあっては証明する日前6月以内に作成されたもの

	学生証（生徒手帳）、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書
B	上記のうち次の条件を満たすものに限る。 <ul style="list-style-type: none">・写真の表示のあるもので、写真の変更ができないように特殊加工されているもの

- ・未成年者又は成年被後見人の法定代理人の方が請求者の場合は、法定代理人の方の証明書類にあわせて、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄（抄）本、成年後見登記事項証明書など）も提示を求め確認すること。
- ・個人番号通知カードは本人であることを証明する書類に含まれないので注意すること。